

2 蓬田小学校いじめ防止基本方針

平田村立蓬田小学校

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。起こった場所は、学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

2 いじめ防止に向けた方針

(1) いじめを生まない学校風土をつくる。

- ① 職員が同じ思いをもち、同じ方向を向いて、子供主体の教育活動に取り組む。
- ② モラルと同僚性の高い、風通しのよい職員集団をつくる。
- ③ 一人一人の子供を大切に考え、常に積極的な生徒指導を進めていく。
- ④ 体験活動を工夫し、道德教育を充実させる。

(2) 未然防止，早期発見，早期対策に努める。

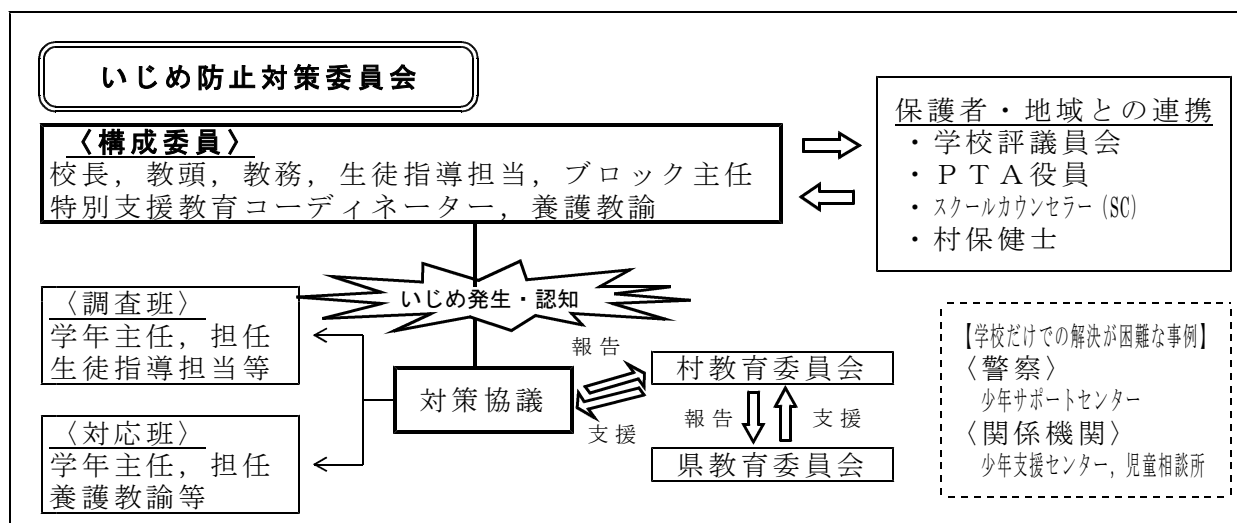
- ① 実態調査を確実に、計画的・継続的に行う。
- ② 職員会議，職員打合せ，生徒指導全体会，生徒指導委員会，企画委員会等の諸会議を活用し，情報交換と共通理解を図る。
- ③ 「いじめ防止対策委員会」を設置し機能させ，組織で対応する。

(3) 連携して進める。

- ① 家庭・地域に学校の現状や課題，成果等の情報をこまめに丁寧に知らせていく。
- ② 子供の変容と子供の活躍により，家庭・地域からの信頼と期待を得る。
- ③ 家庭と地域から，情報を得る機会を計画的につくる。
- ④ 村教委への報告・連絡を密にし，指導助言をもとに対策を講じる。
- ⑤ 重大事態が発生した場合には，事実関係調査を直ちに実施し，実態把握に努め村教委との連携を密にして対処する。
- ⑥ 関係機関を積極的に活用し，職員研修を充実させる。

3 いじめ防止の校内組織

(1) 組織



(2) 運営

- ① 全職員の共通理解を深め、指導体制を確立して運営にあたる。
- ② 生徒指導全体会を職員会議に合わせて開催する。生徒指導主事の意図的・計画的な運営により、効率的に進める。特に、「何について共有するか、協議するか」を明確にする。
 - ・月の反省と翌月のめあて、今月特によかったこと、縦割り清掃班の反省等については、プリントで共通理解を図るとともに、各学年の生徒指導上の問題について話し合う。
 - ・いじめに関する研修、情報交換を行う。
 - ・月別の協議会のテーマにもとづく生徒指導の研修の機会とする。
- ③ 定例以外にも、生徒指導部を中心に必要に応じて話し合いを持つ。
 - ・いじめが疑われる事例に対し、迅速に対応策を検討する。
- ④ 随時、低、中、高学年ブロック会を持ち、情報交換を行い、指導の仕方について共通理解を図る。
- ⑤ 講師を招聘して研修会を開催し、指導力の向上を図る。
- ⑥ 生徒指導に必要な調査（困りごと調べ・Q-U等）を各学級で実施・検討し、実態を把握して指導にあたる。

4 未然防止のために

(1) 全職員で気を付けていくこと

- ① 毎日の授業を大切にする。生徒指導の機能を生かし、授業で子供を育てる。
- ② 基本的な「あいさつ」と「返事」ができるようにする。
- ③ 問題点ばかりでなく、良い面や成長の様子等を積極的に保護者に知らせ、保護者との確かな信頼関係を築く。

(2) いじめ防止のための具体策

- ① アンケート（困りごと調べ：5月、7月、9月、10月、12月、3月 いじめ：6月、11月、2月）を実施し、情報共有と迅速・確実な対応をする。
 - ア アンケートを配付（生徒指導担当）※月の初め
 - イ 〃 実施と確認、確認後の対応・指導（担任）
 - ウ 〃 集約と対応の確認・指導助言（生徒指導担当）
 - エ 〃 結果の報告・提出（生徒指導担当→教務主任→教頭→校長）
 - オ 〃 一覧に整理（教務主任）会議で紹介・共有化（生徒指導担当）
指導助言等（校長・教頭）
 - カ 観察と指導の継続（担任・生徒指導担当）
- ② 子供の「人間関係づくり」を促進する「フレンドリータイム」を日課表に位置付け、計画的に進めていく。
 - 子供のアイデアを生かした自主的な児童会活動として活用する。
 - 異学年による縦割り活動の場として活用する。
 - 学級・学年裁量の時間をつくり、よりよい学級づくりに活用する。
- ③ Q-Uを定期的実施し、結果を分析。学級や個人毎の課題を把握して、指導内容等を学校全体で共有し解決につなげる。

5 早期発見・早期対応

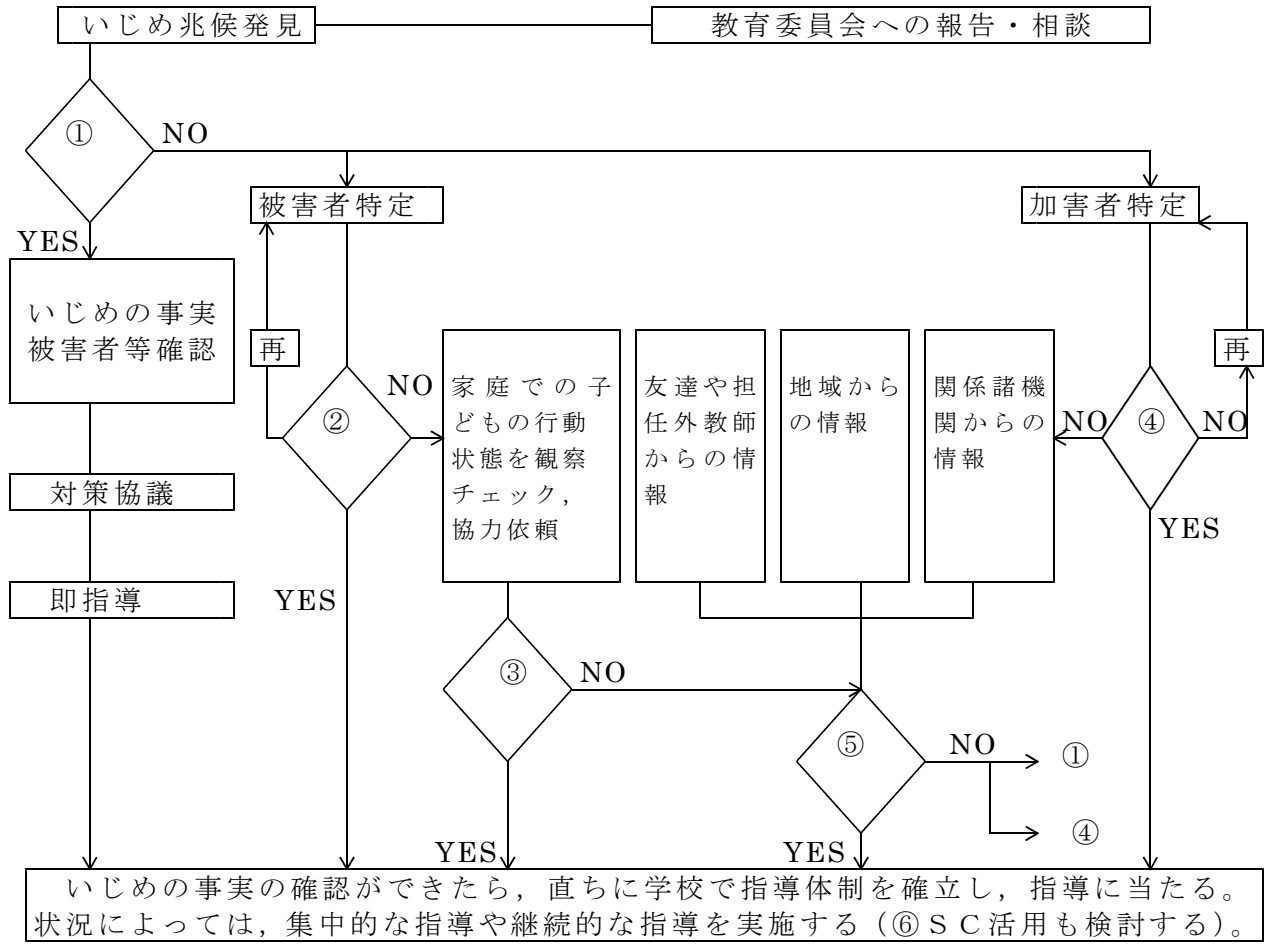
(1) 早期発見

- ① 子供の立場に立ち、いじめの積極的認知を心がける。
- ② 子供を共感的に理解することを心がけ、何でも相談しやすい関係を築く。
- ③ 日記や日頃の子供の小さなサインや言動の中に大切な情報があると考え、見逃しのないように注意する。

(2) 早期対応

- ① いじめの情報を把握した時点で、すぐに対策委員を招集する。また、その日のうちに家庭との連絡を取り、必要であれば訪問等で保護者と面談し、事実を伝える。
- ② いじめの被害児童を見守る体制を整備し、徹底して守る。
- ③ 事実確認と情報共有を迅速かつ適正に行う。

(3) いじめ発生の対応



※他の児童の教育を受ける権利を保障するために、必要と認めるときは、いじめの加害児童に対して出席停止等の毅然とした指導を検討する。

(4) チェック番号の内容と指導の手順

- ①いじめの兆候が発見されたとき、すぐにいじめの被害側の特定ができたか。
- ②いじめの被害と思われる児童が、いじめを認めたか。
いじめにあっていないと否定した（NO）場合は、本人に対し再確認等を行う。また、同時に家庭に対しても、家庭での行動等の観察チェックを依頼し、結果報告の協力を求める。さらに、友達や担任外教師からの情報、地域からの情報、関係機関からの情報等を集約しておく。
- ③家庭の行動等に変化が見られたか。
家庭内で常態でない行動等の報告があった（YES）場合は、直ちに学校で対応策を講じて指導にあたる。同時に、変化等が見られない場合（NO）の場合であっても、友達や担任外教師、地域からの情報、関係機関からの情報と照会して判断する。
- ④いじめの加害と思われる者がいじめを認めたか。
いじている者が「いじていない。遊びだ。」というように否定した（NO）場合は、再確認を行うとともに、家庭に対して家庭での行動等の観察チェックを依頼し、結果報告の協力を求める。さらに、友人や担任外教師等からの情報、地域からの情報関係機関からの情報等を集約しておく。
- ⑤いじめの事実が確認できたか。
本人の話や家庭、友達、関係機関等からの情報によって、いじめ等の事実が確認できたときには、学校で対応策を講じて指導にあたる。本人が認めないときには①・④のチェックに戻って指導を行う。
- ⑥スクールカウンセラー（SC）の活用
必要に応じ、SCによるカウンセリングを行い、心のケアに努める。

6 教育相談

- (1) いじめに関わるアンケート各学期毎に実施する。
- (2) 保護者との教育相談の前に「校内教育相談週間」を設定し、すべての児童との面談を実施する。また、保護者との面談においても、家庭での困りごとや児童の問題行動等の情報収集を行う。

7 重大事態が発生した場合

- いじめにより、児童の生命・心身等に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。
- (1) 重大事態が発生した場合、直ちに村教育委員会に報告する。
 - (2) 村教育委員会と協議し、当該事案へ対処する組織を設置する。
 - (3) 上記組織を中心として、当該事案についての客観的な事実関係及び再発防止のための調査を行う。
 - (4) いじめの被害児童または保護者の希望により、学校と並行して行う村長及び村教育委員会に対しては、学校が得た資料を提供するなど密接に連携し、調査対象となる児童への心理的負担を考慮して行う。
 - (5) 学校が調査主体とならなかった場合、学校は当該事案に関する資料を提供するなど、積極的に調査に協力するものとする。
 - (6) いじめの被害児童の保護のため、時機を逃すことがないように、就学すべき学校の指定変更や区域外就学等の措置について村教育委員会の指導・助言を受ける。
 - (7) 当該事案に係る調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、当該調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

8 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- (1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・各種通信機器（携帯ゲーム機等）を利用して、特定の人物の悪口や誹謗中傷等を SNS、インターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

- (2) ネット上のいじめへの対応

- ①被害の拡大を避けるため、保護者との連携のもと、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなどの必要な措置を講ずる。
- ②被害児童への対応→全教職員で情報を共有し、被害児童に寄り添う支援を行う。
- ③加害児童への対応→背景や事情を綿密に調べて時事関係の全容把握に努め、心のケアにも配慮して指導する。
- ④全校児童への対応→掲示板やメール等で誹謗・中傷を発見した場合、速やかに学校や保護者に報告・相談するよう指導する。
- ⑤家庭への対応 →いじめの発生に家庭環境等が要因となっている場合、保護者に対し再発防止のための必要な協力を得る。また、必要に応じ全家庭に通知文書を配付する。

- (3) 教職員研修の充実

- ①年度始めに、「いじめの早期発見・早期対応の手引き」等を活用しながら、いじめ問題について共通理解を図るための研修を実施する。
- ②生徒指導事例研究会等で、ネット上のいじめに関する研修機会を設ける。
- ③スクールカウンセラー等の専門家を招聘し、教職員の実践的指導力の向上を図る。

- (4) 保護者・地域への働きかけ

- ①保護者及び家庭における児童の規範意識の育成を支援するため、インターネットを通じて行われるいじめへの理解や早期発見に関するリーフレットを配付するなど、啓発活動を推進する。
- ②地域の相談窓口を紹介するなど、関係機関との連携を図る。